

普通保険約款

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

目次

第1章 総則

第1条 (用語の定義)

第2章 保険契約者および被保険者

第2条 (保険契約者資格および保険契約の申込)

第3条 (被保険者の届出)

第4条 (被保険者となる資格)

第5条 (被保険者になれない者)

第3章 保険料

第6条 (保険料の払込)

第7条 (保険料の不返還等)

第4章 保険契約の失効、取消、無効等

第8条 (保険契約の失効)

第9条 (詐欺または脅迫による取消)

第10条 (不法取得目的による無効)

第11条 (告知義務)

第12条 (告知義務違反による解除)

第13条 (告知義務違反による解除ができない場合)

第14条 (重大事由による解除)

第15条 (保険契約者による保険契約の解除)

第16条 (保険契約の消滅)

第5章 補償保険金

第17条 (補償保険金を支払う場合)

第18条 (補償保険金を支払わない場合—その1)

第19条 (補償保険金を支払わない場合—その2)

第20条 (補償保険金の受取人)

第21条 (通院補償保険金)

第22条 (入院補償保険金)

第23条 (往診補償保険金)

第24条 (障害補償保険金)

第25条 (死亡補償保険金)

第26条 (死亡の推定)

第27条 (補償保険金の額)

第28条 (補償保険金の制限)

第29条 (保険期間)

第30条 (保険契約の更新)

第6章 補償保険金の請求および支払時期

第31条 (災害発生の通知)

第32条 (補償保険金の請求—通院補償保険金、入院補償保険金または往診補償保険金の場合)

第33条 (補償保険金の請求—障害補償保険金の場合)

第34条 (補償保険金の請求—死亡補償保険金の場合)

第35条 (事故証明書等)

第36条 (補償保険金の支払方法)

第37条 (補償保険金の支払時期)

第38条 (補償保険金の審査)

第7章 保険契約者の届出義務

第39条 (保険契約者の住所の変更)

第40条 (重要な事項の変更)

第8章 その他の事項

第41条 (時効)

第42条 (調査)

第43条 (契約条件の変更)

第44条 (定期的見直し)

第45条 (代位)

第46条 (準拠法)

第1章 総 則

(用語の定義)

第1条 この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 中小企業

常時雇用する従業者の数が300人以下の企業または資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の企業をいいます。

(2) 災害

急激かつ偶然の外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

(3) 補償委員会

災害の補償に関する事業の適切、厳正な運営を図るために公益財団法人日本中小企業福祉事業財団(以下「当財団」といいます。)に設けられた委員会をいいます。

第2章 保険契約者および被保険者

(保険契約者資格および保険契約の申込)

第2条 当財団の保険契約者になる資格を有する者は、中小企業の法人または個人事業主とします。

2 当財団の保険契約者であった者については、保険契約者でなくなった日の属する月の翌月から起算して3カ月を経過するまでの間は、再び保険契約者になることはできません。

3 保険契約者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書に署名または記名をし、押印の上当財団に提出しなければなりません。

(1) 申込年月日

(2) 保険契約者になろうとする者(法人にあっては、その法人の代表役員とします。)の氏名、性別および生年月日

(3) 事業所の名称、住所、電話番号、従業者数および業種ならびに保険契約者名義の預金口座の種目、番号および名義人

(4) 被保険者となる者の氏名、性別、生年月日および被保険者資格区分

(5) 被保険者資格に関する告知事項

4 当財団は、前項の申込を承諾したときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、遅滞なくこれを保険契約者に交付します。

(1) 当財団の名称

(2) 保険契約者の氏名または名称、保険契約者番号および保険契約者となった年月日

(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

(4) 補償保険金の受取人の氏名または名称

(5) 補償保険金の種類および額ならびに補償保険金の支払事由

(6) 保険期間

(7) 補償保険金の支払方法

(8) 保険料の額および払込方法

(9) 当該書面を作成した年月日

5 前項の書面を紛失、損傷、汚損等したときは、遅滞なく当財団に届け出て、再交付の手続をすることができます。

(被保険者の届出)

第3条 保険契約者（法人にあつては、その法人の代表役員とします。）は、保険契約の申込に際しては、みずから被保険者になるとともに、次条第1項および第2項に規定する者の中から被保険者になる者を定めて当財団に届け出た場合には、その者を被保険者とすることができます。

2 保険契約者は、前項の規定により被保険者になる者を定めるときは、その被保険者になる者の同意を得なければなりません。被保険者を追加するときも、同様とします。

3 保険契約者は、いつでも被保険者を追加し、または減員することができます。この場合には、当財団の指定する届出書によりその旨を当財団に届け出なければなりません。

4 第1項および第2項の場合において、既に被保険者である者は重ねて被保険者になることはできません。

(被保険者となる資格)

第4条 被保険者となる資格を有する者は、現に保険契約者の業務に従事している者（満18歳以上の者に限ります。）であつて、次に掲げるものとします。

(1) 法人が保険契約者の場合は、その法人の役員およびその家族（民法に定める親族をいいます。）

(2) 個人事業主が保険契約者の場合は、その事業主およびその家族（民法に定める親族をいいます。）

(3) 法人の役員または個人事業主と一体となってその保険契約者の事業経営に従事している者

(4) 常時雇用する従業者（前三号に該当する者を除きます。）が5人以下の事業所におけるその従業者

(5) 前各号に掲げる者に準ずる者として当財団が被保険者と認めた者

2 保険契約者（法人にあつては、その法人の代表役員とします。）の家族（保険契約者が民法に定める扶養義務を負う者に限ります。）が介護保険法に基づき要介護の認定を受けている場合、その介護に従事する者は、被保険者と認めることができるものとします。

(被保険者になれない者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、被保険者となることはできません。

(1) 格闘技、競争競技その他の危険な業務に従事することを業とする者

(2) 介護保険法に基づく要介護の認定を受けている者

(3) 官公署に常時勤務する公務員

(4) 当財団の事業の利用に関し不正の行為があつた者または当財団の事業を妨げ、もしくは妨げようとする行為があつた者

- 2 当財団の保険契約者に係る被保険者であった者については、被保険者でなくなった日の属する月の翌月から起算して3カ月を経過するまでの間は、当該保険契約者に関しては再び被保険者となることができません。
- 3 被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、その被保険者は、当該事由が生じた日に被保険者資格を喪失し、その翌日に保険契約のその被保険者に係る部分は効力を失います。
 - (1) 前条第1項の規定に該当しなくなったとき、または同条第2項の介護に従事する者でなくなったとき。
 - (2) 第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 4 当財団の保険契約者が保険契約者でなくなったときは、その保険契約者に係るすべての被保険者は、保険契約者が保険契約者資格を喪失した日に被保険者資格を喪失し、その翌日に保険契約は効力を失います。

第3章 保険料

(保険料の払込)

- 第6条 保険契約者は、保険料を、毎月の払込期日（振替指定日が休業日の場合は、翌営業日とします。）に取扱金融機関における保険契約者指定の預金口座から口座振替により払い込むものとし、初回の払込期日は、申込の日の属する月の翌月の払込期日とします。
- 2 前項の規定による当月の払込期日に払い込むべき保険料の払込が払込期日になされなかったときは、翌月の払込期日に当該翌月の払込期日に払い込むべき保険料と合わせてこれを払い込むものとし、この場合、払い込まれた当月の払込期日に払い込むべき保険料は、前項の払込期日に払い込まれたものとみなします。
 - 3 前項の場合において、翌月の払込期日に当月の払込期日に払い込むべき保険料および翌月の払込期日に払い込むべき保険料の払込がなされなかったときは、翌々月の払込期日（以下「最終払込期日」といいます。）に翌々月の払込期日に払い込むべき保険料と合わせてこれを払い込むものとし、この場合、払い込まれた当月の払込期日に払い込むべき保険料および翌月の払込期日に払い込むべき保険料は、それぞれ第1項の払込期日に払い込まれたものとみなします。
 - 4 当財団は、前三項の規定により払い込まれた保険料については、領収書の発行を省略します。ただし、保険契約者から請求があった場合には、領収書を発行するものとし、

(保険料の不返還等)

- 第7条 既に払い込まれた保険料については、これを返還しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、当財団の保険契約者または被保険者が保険契約者資格または被保険者資格を喪失した後に保険料として払い込まれたものについては、保険契約者が当財団の指定する届出書によりその旨を届け出た場合には、当財団がその届出を受領した日から遡り3年以内に払い込まれた金額を限度として返還します。ただし、既に補償保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第4章 保険契約の失効、取消、無効等

(保険契約の失効)

第8条 最終払込期日に保険料が払い込まれないときは、保険契約は最終払込期日の翌日にその効力を失い、当財団の保険契約者としての資格を失います。

(詐欺または脅迫による取消)

第9条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または補償保険金の受取人に詐欺または脅迫の行為があったときは、当財団は、当該契約を取り消すことができます。この場合には、当財団は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(不法取得目的による無効)

第10条 保険契約者が補償保険金を不法に取得する目的または他人に補償保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、当該契約は無効とします。この場合には、当財団は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(告知義務)

第11条 保険契約の締結の際、書面において当財団が告知事項として質問した事項については、保険契約者は、その書面により告知することを要します。被保険者を追加するときも、同様とします。

(告知義務違反による解除)

第12条 前条の規定により当財団が告知を求めた事項について、保険契約者が故意または重大な過失により次の各号のいずれかに該当した場合には、当財団は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

(1) 事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたとき。

(2) 告知事項の内容に変更があったことを届け出なかったとき。

2 前項の解除は、補償保険金の支払事由が生じた後でもすることができます。この場合には、当財団は、補償保険金（前項の事実に基づかずに発生した災害に対するものを除きます。以下この項において同じ。）を支払いません。また、既に補償保険金を支払っていたときは、当財団は、その返還を請求することができます。

3 第1項の解除は、保険契約者に対する通知により行います。

(告知義務違反による解除ができない場合)

第13条 当財団は、次の各号のいずれかに該当した場合には、前条第1項の規定による解除をすることができません。

(1) 当財団が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

(2) 保険契約の締結に際して、当財団が使用する者もしくは当財団の委託を受けた者が、第11条（告知義務）の規定による事実の告知を妨げ、または事実の告知をし

ないこともしくは不実の告知をすることを勧めた（次項において「告知妨害」といいます。）とき。

(3) 当財団が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月を経過したとき、または保険契約を締結した日の翌日から起算して5年を経過したとき。

2 前項第2号の規定は、同号に規定する告知妨害がなかったとしても保険契約者が第11条(告知義務)の規定による告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 当財団は、保険契約者、被保険者または補償保険金の受取人が次の各号のいずれかに該当したときは、将来に向かって保険契約を解除することができます。ただし、保険契約者でない被保険者または補償保険金の受取人が第3号に該当したときの保険契約の解除は、その被保険者または補償保険金の受取人に係る部分に限ります。

(1) 補償保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で災害を生じさせ、または生じさせようとしたとき。

(2) 補償保険金の請求に関して、詐欺を行い、または行おうとしたとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、前三号に定める事由と同程度に当財団の保険契約者、被保険者または補償保険金の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

2 当財団は、補償保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。

3 前項の場合には、当財団は、第1項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、補償保険金を支払いません。また、既に補償保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

4 第1項の解除は、保険契約者に対する通知により行います。

(保険契約者による保険契約の解除)

第15条 保険契約者は、いつでも、当財団の指定する届出書により手続を行った上で、保険契約を解除することができます。

(保険契約の消滅)

第16条 保険契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に消滅し、当該各号に定める日の翌日をもってその効力は失われます。

- | | | |
|-----|------------------------|-----------|
| (1) | 個人事業主の死亡 | 死亡した日 |
| (2) | 法人の解散 | 解散した日 |
| (3) | 保険契約者の事業の廃止 | 事業を廃止した日 |
| (4) | 保険契約者による保険契約の解除 | 解除した日 |
| (5) | 最終払込期日の徒過 | 最終払込期日 |
| (6) | 告知義務違反による保険契約の解除 | 解除の通知の到達日 |
| (7) | 重大事由による保険契約の解除 | 解除の通知の到達日 |
| (8) | 被保険者資格の喪失による保険契約者資格の喪失 | 喪失事由が生じた日 |

第5章 補償保険金

(補償保険金を支払う場合)

第17条 当財団は、被保険者が災害を被ったときに、この約款に従い補償保険金を支払います。

2 前項の「災害」には、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

3 第1項の「補償保険金」の種類は、次のとおりです。

- (1) 通院補償保険金
- (2) 入院補償保険金
- (3) 往診補償保険金
- (4) 障害補償保険金
- (5) 死亡補償保険金

(補償保険金を支払わない場合—その1)

第18条 当財団は、次の(1)から(11)までのいずれかの事由により生じた災害に対しては、補償保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、保険契約者である法人の役員または被保険者の故意
- (2) 死亡補償保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償保険金の一部の受取人である場合には、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- (3) 被保険者の疾病、脳疾患、心神喪失、泥酔、犯罪行為、闘争行為、自殺行為または重大な過失
- (4) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- (5) 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置により生じた傷害が、当財団が補償保険金を支払うべき傷害の治療によるも

のである場合には、補償保険金を支払います。

- (6) 事変または暴動
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 国外における事故
 - (9) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (10) (6) から (9) までの事由に随伴して起きた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて起きた事故
 - (11) (9) 以外の放射線照射または放射能汚染
- 2 当財団は、被保険者が次のいずれかに該当する法令違反の状態において生じた災害に対しては、補償保険金を支払いません。
- (1) 道路交通法関係
 - ① 道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）に定める酒気を帯びた状態での運転（ただし、軽車両を除きます。）
 - ② 無免許運転（無資格運転を含みます。）
 - ③ 著しい速度超過の運転
 - ④ 追越禁止場所における追越運転
 - ⑤ 信号無視の運転
 - ⑥ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、または過労等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - (2) その他重大な法令違反
- 3 当財団は、被保険者の腰痛については、災害による圧迫骨折または横突起骨折による場合を除き補償保険金を支払いません。

（補償保険金を支払わない場合—その2）

第19条 当財団は、保険契約者が次の各号のいずれかに該当し保険契約を解除した場合には、当該各号に該当する事由が発生した時から解除された時まで発生した災害に基づく補償保険金を支払いません。

- (1) 第12条第1項各号（告知義務違反による解除）に定める告知義務違反のいずれかに該当した場合（告知義務に違反した事実に基づかずに発生した災害による補償保険金の請求については、この限りではありません。）
- (2) 第14条第1項各号（重大事由による解除）に定める重大事由のいずれかに該当した場合

（補償保険金の受取人）

第20条 当財団は、被保険者が災害を被ったときは、この約款に基づいてその被保険者に係る保険契約者（その災害が発生した後に保険契約者でなくなった者を含みます。）に対して補償保険金を支払います。ただし、死亡した被保険者が個人事業主であるときは、次に掲げる遺族（第14条第1項第3号（重大事由による解除）に該当する者を除きます。）

に対して死亡補償保険金を支払います。

- (1) 配偶者（内縁を含みます。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫および祖父母
- (5) 兄弟姉妹

2 前項ただし書の場合の遺族の受給順位は、ただし書に規定する順序によります。

3 前項の場合において、同順位者が2人以上あるときは、その人数により等分して支払います。

4 前三項の場合における補償保険金の受取人が第14条第1項第3号（重大事由による解除）に該当したときは、当財団は、補償保険金を支払いません。また、既に補償保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

（通院補償保険金）

第21条 当財団は、被保険者が災害を被り、その治療のために病院もしくは診療所（医療法に定める病院または診療所をいいます。）または整骨院（柔道整復師法に定める施術所をいいます。）へ通院した場合は、その通院実日数に応じて傷害が治癒した日または症状が固定した日まで通院補償保険金を支払います。ただし、傷害が治癒した日または症状が固定した日が災害発生の日から起算して1年を超えるときは、1年をもって限度とします。

（入院補償保険金）

第22条 当財団は、被保険者が災害を被り、その治療のために医師の指示に基づき病院または診療所（医療法に定める病院または診療所をいいます。）へ入院した場合は、その入院日数に応じて傷害が治癒した日または症状が固定した日まで入院補償保険金を支払います。ただし、傷害が治癒した日または症状が固定した日が災害発生の日から起算して1年を超えるときは、1年をもって限度とします。

2 入院日と通院日とが重複するときは、当財団は、入院補償保険金のみを支払います。

（往診補償保険金）

第23条 当財団は、被保険者が災害を被り、その治療のために医師の往診を受けた場合は、その往診回数に応じて傷害が治癒した日または症状が固定した日まで往診補償保険金を支払います。ただし、傷害が治癒した日または症状が固定した日が災害発生の日から起算して1年を超えるときは、1年をもって限度とします。

（障害補償保険金）

第24条 当財団は、被保険者が災害を被り、その災害が直接の原因となって被保険者の身体の一部に永久の障害が遺ったときは、その程度に応じ、別表に定める等級区分に従って障害補償保険金を支払います。

(死亡補償保険金)

第25条 当財団は、被保険者が災害を被り、災害発生の日からその日を含めて1年以内に、その災害が直接の原因となって死亡したときは、死亡補償保険金を支払います。

(死亡の推定)

第26条 被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難し、または行方不明となつてからその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が遭難した日または行方不明となつた日に、被保険者が災害を被り、その災害が直接の原因となって死亡したものと推定します。

(補償保険金の額)

第27条 第21条(通院補償保険金)から第25条(死亡補償保険金)までの補償保険金の額は、別表のとおりとします。

(補償保険金の制限)

第28条 頸部症候群については、第21条(通院補償保険金)から第23条(往診補償保険金)までの規定にかかわらず、通院補償保険金、入院補償保険金および往診補償保険金の総額が20万円を超える場合は、20万円を限度として支払います。

- 2 障害の部位に一部既存障害があつた場合は、その既存障害の補償保険金の額に相当する額を控除して支払います。
- 3 災害を被つた被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれの影響がなかつた場合に相当する補償保険金の額を補償委員会において決定し、これを支払います。
 - (1) 既に存在していた疾病または障害の影響により傷害が重くなつたとき。
 - (2) 災害を被つた後に別に発生した疾病の影響により傷害が重くなつたとき。
- 4 台風または洪水等の天災(第18条第1項第7号(補償保険金を支払わない場合—その1)に定めるものを除きます。)により一時に多数の被保険者が災害を被つたときは、その天災が発生した直前の決算期において法令に基づいて積み立てている責任準備金のうち異常危険準備金相当額を限度として支払うことがあります。

(保険期間)

第29条 当財団の保険期間は、保険契約の申込を当財団が受領した日の翌日午前0時から1年を経過する日(以下「満了日」といいます。)の午後12時までとします。ただし、申込後に被保険者を追加した場合は、その追加の届出を当財団が受領した日の翌日午前0時からその被保険者に係る保険契約者の満了日の午後12時までとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が満了日(次条の規定により更新されたときは、更新後の満了日とします。)までの間に被保険者でなくなつたときは、そのなくなつた日の午後12時までとします。

(保険契約の更新)

第30条 保険期間が満了する際に保険契約者または当財団が更新しない旨の通知をしな

い限り、保険契約は満了日の翌日に更新され、継続するものとし、この日を更新日とします。以後、毎回同様とします。

- 2 更新後の保険契約の保険期間は、直前の保険期間の満了日の翌日を初日とし、同日から1年間とします。
- 3 更新後の保険契約においては、更新日における約款が適用されます。
- 4 第1項の規定により保険契約が更新された場合には、保険契約者からの求めに応じ、当財団は新たな満了日を記載した書面を保険契約者に交付します。
- 5 第1項の通知は、満了日の2週間前までにすることを要します。

第6章 補償保険金の請求および支払時期

(災害発生の通知)

第31条 保険契約者は、災害が発生したときは、遅滞なく、災害発生の場所、日時および状況を当財団に通知しなければなりません。

(補償保険金の請求—通院補償保険金、入院補償保険金または往診補償保険金の場合)

第32条 通院補償保険金、入院補償保険金または往診補償保険金の支払を請求する場合は、当財団の指定する請求書を提出しなければなりません。

- 2 前項の請求に際しては、当財団の指定する診断書または施術証明書を添えてください。
- 3 通院、入院または往診が6カ月以上の長期に及ぶときは、前項の書面にその理由を付してください。

(補償保険金の請求—障害補償保険金の場合)

第33条 障害補償保険金の支払を請求する場合は、当財団の指定する請求書を提出しなければなりません。

- 2 前項の請求に際しては、傷害がなおり症状が固定したときにおけるその障害の部位および状態に関する医師または歯科医師の診断書（当財団の指定したものに限り、）を添え、必要があるときは、そのなおったときにおける障害の状態を証明するエックス線写真その他の資料を添えてください。

(補償保険金の請求—死亡補償保険金の場合)

第34条 死亡補償保険金の支払を請求する場合には、当財団の指定する請求書を提出しなければなりません。

- 2 前項の請求に際しては、次の書類を添えてください。
 - (1) 死亡診断書または死体検案書など被保険者の死亡を証明できるもの
 - (2) 戸籍謄本など受取人と被保険者との続柄を証明できるもの
 - (3) 受取人が内縁の妻または夫であるときは、その事実を証明できる書類
 - (4) 受取人が法人であるときは、その法人の登記簿謄本
 - (5) その他受取人と被保険者との関係を証明できるもの

(事故証明書等)

第35条 補償保険金の支払の請求が交通事故関係災害による場合は、その請求に際して、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を添えてください。

2 前項に定める書類のほか、当財団が必要とする書類がある場合は、補償保険金の支払の請求に際して、その書類を添えてください。

3 補償保険金の支払の請求に際しては、保険契約者であることを証明するために第2条第4項の書面の提示を求めることがあります。

(補償保険金の支払方法)

第36条 補償保険金の支払は、第6条(保険料の払込)の規定により保険契約者が指定した預金口座に振り込むことにより行います。

(補償保険金の支払時期)

第37条 当財団は、第32条から第35条までの規定に基づき補償保険金の支払の請求があったときは、その請求書類が当財団に到達した日から30日以内に補償保険金を支払います。ただし、次の各号に掲げる場合には、当財団は、その請求書類が到達した日からその日を含めてそれぞれ次の各号に掲げる日数を経過する日までに補償保険金を支払います。

(1) 契約の効力に関し被保険者資格の確認のため、公の機関、医療機関その他これに準ずる機関に照会を要する場合 90日

(2) 災害の原因、災害の状況およびその災害が第17条(補償保険金を支払う場合)の規定に該当するか否かを確認するため、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を要する場合 90日

(3) 第14条第1項各号(重大事由による解除)、第18条(補償保険金を支払わない場合—その1)、第19条(補償保険金を支払わない場合—その2)または第28条(補償保険金の制限)に規定する事実の有無およびその内容に関し確認するため、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果もしくは調査結果または医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を要する場合 180日

(4) 障害の内容および程度を確認するため、医療機関その他の専門機関による診断、審査等の結果の照会を要する場合 120日

2 前項に定める支払期限を超えて補償保険金を支払う場合は、当財団は、支払期限の翌日から補償保険金支払日までの日数について、支払うべき補償保険金額に年5分の割合により計算した遅延利息を支払います。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の確認等に際し、保険契約者、被保険者またはその家族が、正当な理由なくその確認等を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当財団は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

4 第6条(保険料の払込)の規定による保険料の払込がなされていない期間中に被った災害に係る補償保険金については、当財団は、最終払込期日までに保険料が払い込まれたことを確認した後に支払います。

(補償保険金の審査)

第38条 補償保険金の支払は、補償委員会において審査決定します。

- 2 保険契約者は、前項の決定について不服がある場合には、補償委員会を通じて理事会に対し理由を付して書面により再審査を申し立てることができます。なお、再審査申立てにおいて、当財団は、不服の理由を裏付ける資料の提出を求めることができます。

第7章 保険契約者の届出義務

(保険契約者の住所の変更)

第39条 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当財団に届け出なければなりません。

- 2 前項の届出がなく、保険契約者の住所を当財団が確認できなかった場合、当財団の知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなされます。

(重要な事項の変更)

第40条 保険契約者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当財団の指定する届出書によりすみやかにその旨を当財団に届け出なければなりません。

- (1) 個人事業主が死亡したとき。
 - (2) 法人が解散したとき。
 - (3) 保険契約者が事業を廃止したとき。
 - (4) 個人事業主もしくは法人の代表役員または被保険者が被保険者資格を喪失したとき。
 - (5) 事業所の名称、法人の代表者、被保険者、指定口座など申込書の記載事項のうち重要な事項に変更を生じたとき。
 - (6) 第11条(告知義務)の規定により告知した事実に変更があったとき。
- 2 前項の届出がなく、当財団がこれらの事実を把握できなかった場合には、補償保険金が支払われないことがあります。

第8章 その他の事項

(時効)

第41条 補償保険金の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、時効によって消滅します。

(調査)

第42条 当財団は、被保険者の災害その他必要な事項について調査することができます。

- 2 保険契約者、被保険者およびその家族は、当財団が前項の調査を行う場合には、資料の提供その他必要な協力をしなければなりません。

(契約条件の変更)

第43条 当財団は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性があると認められる場合には、当財団の定めるところにより、行政庁の認可を得て、保険料の増額または補償保険金の減額（以下「契約条件の変更」といいます。）を行うことがあります。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、当財団は、契約条件の変更の内容及び、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得した後ただちに保険契約者に通知します。

(定期的見直し)

第44条 前条のほか、当財団は、将来にわたって特定保険業の財務の健全性を維持することができるように、少なくとも5年ごとに、保険料または補償保険金の額の妥当性につき定期的検証を行います。

2 前項に定める定期的検証の結果、当財団が保険料または補償保険金の額の見直しを行う場合には、当財団は、その内容及び、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得した後ただちに保険契約者に通知します。

(代位)

第45条 当財団が補償保険金を支払った場合であっても、保険契約者、被保険者またはその法定相続人がその災害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当財団に移転しません。

(準拠法)

第46条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附 則

この普通保険約款は、平成25年4月1日から施行します。

附 則

この普通保険約款の一部変更は、平成28年4月1日から施行します。

別 表

補償保険金額表

区 分	摘 要	金 額	
		災害発生の日から 起算して180日まで	災害発生の日から 起算して181日以降
通院補償	1日につき	2,500円	2,000円
入院補償	1日につき	5,000円	4,000円
往診補償	1回につき	5,000円	4,000円
死亡補償	—	1,000万円	

障害補償等級区分及び金額表

等 級	障 害 の 種 類	金 額
1 級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	1,000万円
2 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	330万円

3 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身業務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身業務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	280万円
4 級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	240万円
5 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な業務以外の業務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な業務以外の業務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	190万円
6 級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	150万円

7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な業務以外の業務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な業務以外の業務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状^{ぼう}を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの 	120万円
8 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの 	95万円

9 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる業務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる業務が相当程度に制限されるもの 12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 13 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状<small>ぼう</small>を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの 	75万円
10級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害 	55万円

	<p>を残すもの</p> <p>11 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	
1 1 級	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 せき柱に変形を残すもの</p> <p>8 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、業務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	40万円
1 2 級	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 1手の小指を失ったもの</p> <p>10 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p>	30万円

	13 外貌に醜状を残すもの	
1 3 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 3 正面視以外で複視を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 6 1 手の小指の用を廃したもの 7 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 8 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	20万円
1 4 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 	15万円

備考

- 1 視力の測定は万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定します。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5 足指の用を廃したものとは、次のものをいいます。
 - (1) 第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの
 - (2) 第1の足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの
 - (3) 中足指節関節又は近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの
- 6 障害補償等級区分に掲げる身体障害が2以上ある場合は、重い方の身体障害の該当する等級によることとし、次に掲げる場合にあっては等級を繰り上げ、当該身体障害の等級とします。
 - (1) 第1～3級以上に該当する身体障害が2以上ある場合は、重い方の身体障害の該当する等級を1級繰り上げます。
 - (2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合は、重い方の身体障害の該当する等級を2級繰り上げます。
 - (3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合は、重い方の身体障害の該当する等級を3級繰り上げます。